

随意契約理由及び比較見積省略理由書

1. 契約工事名

南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター（水処理）しき分離機補修工事

2. 随意契約及び比較見積省略理由

本工事は、北部水みらいセンターに設置されているしき分離機について、ステップスクリーン用主務スプロケット部分が劣化により破損したため、早急に不具合箇所の補修を行い、本来の機能を回復させるものであり、下水道施設の設備機器の故障において直ちに機能を復旧しなければ、施設の運転に支障をきたす場合に行う緊急工事である。

また、本設備はアクアインテック㈱の、固有の技術に基づいて設計・製作され、同社は現場の機器についても熟知していることから、早期の復旧が可能となる。

以上のことから、本工事は特に急迫を要する緊急の工事に該当するため、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号の規定により、アクアインテック㈱大阪営業所と随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則第 62 条及び同規定の運用第 62 条関係第 2 項第 10 号の規定により比較見積りの徴取を省略する。